

# 市が移動した放置自転車等（自転車等保管場所）について

## 市が移動した自転車等は

放置自転車等は東町自転車等保管場所へ移動します。ここで60日間保管し、市で所有者等が分かったものは引取通知書を発送しています。

## 自転車等の引き取りは

自転車等の引き取りについては、次のとおりです。

### ■ 日時

月～土曜日（祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）、12時～18時

### ■ 引き取りに必要なもの

#### （1） 移動保管手数料

自転車 2,000円、原動機付自転車 4,000円

#### 【盗難された自転車等に係る移動保管手数料の免除について】

警察署に盗難届を届け出た自転車等については、小田原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第9条第1項第1号の規定に基づき、移動保管手数料を免除しますので、お申し出ください。

※警察署に盗難届を提出していない場合は、免除の対象外です。

※警察署に盗難届出の有無を確認するため、次の事項を係員にお伝えください。

- ① 届出日 ② 届出人の氏名 ③ 届出した警察署・交番名

#### （2） 放置自転車等引取通知書（市から送付された方のみ）

#### （3） 自転車等の鍵

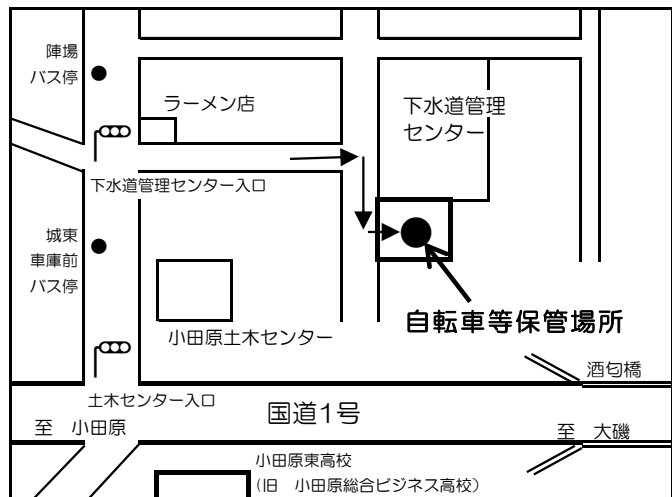
#### （4） 身分を証明できるもの（運転免許証、身分証明書、健康保険証、学生証等）

### ■ 引取場所

#### 東町自転車等保管場所

住所 小田原市東町5-3-55  
(下水道管理センターの南隣)

電話 0465-35-0850



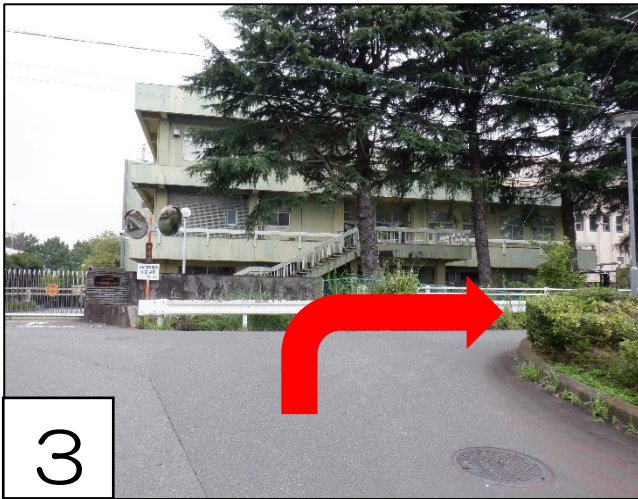
< 「下水道管理センター入口」からの道順 >



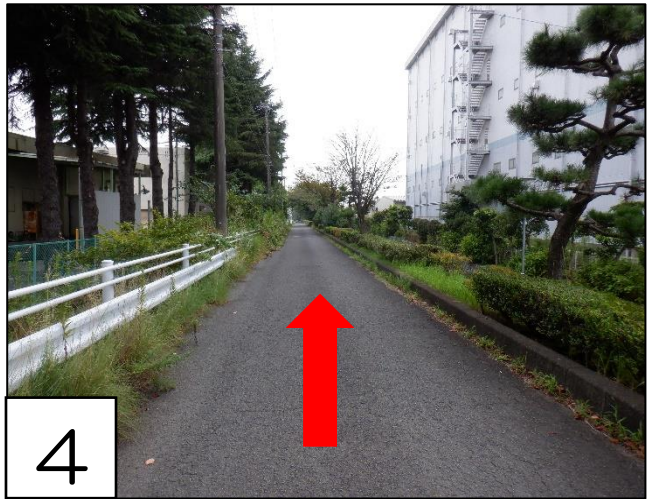
ラーメン店を目印に、ラーメン店と駐車場の間の道を直進。



突き当たりまで直進。



突き当たりにある「下水道管理センター」を目印に、右に曲がる。



約120m 直進。



「東町自転車等保管場所」に到着。